

## 「委員会評価報告書」に対する検討結果等報告書

事業名	周産期等保健事業（平成30年度実施）
担当課・室・係名	市民生活課健康推進室親子健康係
【処理方針や対応状況、並びに予算への反映状況等】	
<p>不妊治療費の助成につきましては、平成30年度から、助成金を年度5万円から10万円に増額し、さらに令和元年度から、対象治療範囲に一般不妊治療及び不妊検査の保険適用外を加え、事業の充実を図っております。</p> <p>助成期間につきましては、現在、通算する5年度としております。当市の不妊治療の助成は初期の段階の治療に対してのもので、治療が進むと特定不妊治療へと移行される方が多い状況です。また、一般的に人工授精による妊娠率は5～10%とされていますが、当市の5年間の助成期間内に妊娠された方は平均31%程度となっております。このようなことから、不妊や不妊治療開始に悩む市民に対し利用しやすい制度となっており、現時点では、助成期間の延長は考えておりません。</p> <p>また、市では、一般不妊治療以外に、県が助成している特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に対しても一部負担をしています。助成回数要件として、妊娠可能年齢を考慮して、40歳未満で治療開始した場合は通算6回、40歳以上で治療開始した場合は通算3回までを設定しております。</p> <p>不妊治療は経済的にも負担が大きいため、助成内容につきましては、今年度の実績を踏まえ、助成対象者の意見等も聞きながら引き続き検討してまいります。また、今後も県の動向や他自治体の状況を見ながら、特定不妊治療の助成範囲の拡大等も含めて見直しを行います。</p> <p>歯科衛生士につきましては、現在1名を嘱託職員として常勤雇用しております。業務としては、妊娠期から高齢期までの全てのライフステージにおいて、予防を視点とした歯科相談や歯科講話、歯科健診業務を担っています。今年度は、新規事業として児童クラブ対象の歯科教室や40、50、60歳対象の歯周疾患検診に取り組んでいます。また、医療介護連携においてもその専門性が今後ますます求められているところです。</p> <p>令和2年度は、歯科衛生士を会計年度雇用職員として常勤雇用し、引き続き保健師・栄養士のチームの一員として専門性を発揮できる体制をつくり、歯科医師会や歯科衛生士会とも連携を図りながら歯科口腔保健の充実に取り組んでまいります。</p> <p>保健師の業務につきましては、現在、地区担当と業務担当を併用しながら地区活動を中心とした保健活動推進体制をとっています。令和2年度の母子保健業務については、子育て支援課と協議し臨床心理士も含めた業務分担を行うようにしています。困難事例や支援を必要とする家庭が増えていることから、子育て世代包括支援センターや地域の関係機関と連携を図りながら、保健サービスの低下につながらないように、今後も支援体制づくりに努めます。</p> <p>必要な保健師の確保につきましては、業務量と職員配置等を考慮しながら検討してまいります。</p>	